厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare	福島労働局発表 令和５年８月７日

担当	福島労働局労働基準部賃金室 賃金室長　渡辺　満 賃金指導官　二見陽子 電話０２４-５３６-４６０４

福島県最低賃金（時間額）を９００円（＋４２円）に引上げ

～福島地方最低賃金審議会、福島労働局長に答申～

１　福島地方最低賃金審議会（会長：熊沢透）は、福島県最低賃金時間額について現行の時間額８５８円を４２円（４．９％）引上げ、９００円に改正するよう、本日、福島労働局長（井口真嘉）に答申しました。

２　今後、福島労働局では、異議申出に対する手続や決定・公示などの手続を経て、福島県最低賃金を改正することとなります。

なお、答申どおりとなれば、「**令和５年１０月１日**」から効力が発生する予定です。

（審議経過）

令和５年７月４日に、福島労働局長が福島地方最低賃金審議会に対して改正決定に係る諮問を行いました。

同審議会は、諮問を受けて、専門部会を設置し、令和５年７月１９日以降、３回にわたり専門部会を開催し、中央最低賃金審議会から示された令和５年度地域別最低賃金額改定の目安（福島県は Ｂ ランク４０円）を参考に、現行の最低賃金に係る実態調査、経済状況等の各種統計及び参考人の意見などを基に審議を重ねた結果、本日の答申に至りました。

※福島県最低賃金は、常用、臨時、パートタイマーやアルバイト等の名称にかかわらず、県内の事業所で働く全ての労働者に適用されるものです。

（参考）

福島県最低賃金の金額の推移

年度	時間額（円）	引上げ額（円）	引上げ率（%）	発効日
平成　１４	６１０	０	０．０	平成　14.10.1
１５	６１０	０	０．０	―
１６	６１１	１	０．２	16.10.1
１７	６１４	３	０．５	17.10.1
１８	６１８	４	０．７	18.10.1
１９	６２９	１１	１．８	19.10.19
２０	６４１	１２	１．９	20.10.22
２１	６４４	３	０．５	21.10.18
２２	６５７	１３	２．０	22.10.24
２３	６５８	１	０．２	23.11.2
２４	６６４	６	０．９	24.10.1
２５	６７５	１１	１．７	25.10.6
２６	６８９	１４	２．１	26.10.4
２７	７０５	１６	２．３	27.10.3
２８	７２６	２１	３．０	28.10.1
２９	７４８	２２	３．０	29.10.1
３０	７７２	２４	３．２	30.10.1
令和　元	７９８	２６	３．４	令和　元.10.1
２	８００	２	０．２５	２.10.2
３	８２８	２８	３．５	３.10.1
４	８５８	３０	３．６	４.10.6
５	９００	４２	４．９	５.10.1 予定